

令和3年度

定期監査等結果報告書

文化スポーツ室・観光交流室
産業振興部

いわき市監査委員

いわき市議会議長 大 峯 英 之 様
い わ き 市 長 清 水 敏 男 様

いわき市監査委員 小 野 益 生
同 佐 藤 博
同 蛭 田 源 治
同 上 壁 充

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象

- (1) 文化スポーツ室・観光交流室
- (2) 産業振興部

2 監査実施期間

令和3年4月14日から令和3年7月5日まで

3 監査の範囲

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに、執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の対象のリスク

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。

- (1) 随意契約に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
- (4) 収納に関する事務
- (5) 他自治体において、リスクが顕在化した事例等
- (6) 前回指摘した事項
- (7) その他

5 監査の方法

(1) 文化スポーツ室・観光交流室

特定政策推進監以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

(2) 産業振興部

部長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

文化スポーツ室・観光交流室

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 支出事務

補助金の交付事務において、補助事業者が添付すべき書類の提出がないまま申請書等を受理し、交付決定を行っている例が認められた。

(観光交流課)

※ いわき市外国人留学生勉学奨励費補助金の交付事務において、「市補助金等交付規則」第4条第1項第1号及び第3号の規定による事業計画書及び前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。【類例5件あり】

いわき市補助金等交付規則

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

いわき市外国人留学生勉学奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に居住する外国人留学生に対して国民健康保険税の基礎課税額の全部又は一部を補助することによりその経済的負担を軽減し、もってその勉学環境の向上を図るため、当該外国人留学生に対する補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則(昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請書の提出期日等)

第5条 (略)

2 規則第4条第1項第2号の収支予算書は、外国人留学生勉学奨励費収支予算書(第1号様式)とする。

3 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 在学を証する文書
- (2) 国民健康保険被保険者証の写し
- (3) 在留カードの写し

2 財産管理事務

郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。

(スポーツ振興課)

※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点(令和3年4月26日)において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。

いわき市文書等管理規程

(発送)

第48条 (略)

2～3 (略)

4 郵便切手又は料額印面の付いた郵便はがき等の受払いについては、郵便切手等管理簿(第11号様式)により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

産業振興部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 支出事務（その1）

補助金の交付事務において、前年度決算書の添付がないまま受理し、交付決定を行っている例が認められた。

併せて、補助金交付要綱に定める期日までに申請書が提出されていない例も認められた。

（産業創出課、商業労政課）

【事例1】産業創出課

※ いわき市産業イノベーション創出支援事業補助金に係る交付申請書の提出期日は、交付要綱第4条の規定により、補助対象事業を行おうとする日前10日とされており、補助事業の着手予定日が令和2年7月6日である場合は、同年6月26日が提出期日となるが、6月30日に提出されていた。また、市補助金等交付規則第4条第1項第3号の規定による前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。【類例5件あり】

【事例2】商業労政課

※ いわき市商工業活性化事業補助金の交付事務において、市補助金等交付規則第4条第1項第3号の規定による前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。【類例6件あり】

いわき市補助金等交付規則

（補助金等の交付の申請）

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

いわき市産業イノベーション創出支援事業補助金交付要綱

(申請書の提出期日)

第4条 規則第4条第1項の市長が定める期日は、補助対象事業を行おうとする日前10日とする。

いわき市商工業活性化事業補助金交付要綱

(申請書の提出期日等)

第3条 規則第4条第1項に規定する期日及び同項第4号に規定する書類は、別表第2の交付の申請欄のとおりとする。

2 規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は商工業活性化事業計画書(第1号様式)と、同項第2号に規定する収支予算書は商工業活性化事業収支予算書(第2号様式)とする。

2 支出事務（その2）

交際費に係る支出事務において、前渡資金を受領する以前に支払いをしている例が認められた。

(公営競技事務所)

※ 公営競技事務所長交際費について、「第47回北日本地区プロ大会市長賞副賞」に係る協賛金・賛助金の前渡資金受領日が7月13日であったにもかかわらず、受領日以前の7月11日に支払がされており、職員による一時立替払が認められた。

地方自治法

第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれをすることができる。

いわき市財務規則

(前渡資金の支払方法)

第78条 資金前渡職員は、前渡資金の支払をするときは、法令又は契約の規定に基づき、当該支払が資金前渡を受けた目的に適合するかどうか、正当であるかどうか、その他必要な事項を調査し、支払をすべきものと認めるときは支払の決定をし、領収書を徴して支払をするとともに、直ちに支払う場合を除くほか、前渡資金経理簿（第5号様式）を整理しなければならない。ただし、領収書を徴し難いものについては、支払を証明するに足りる書類を債権者その他の者から徴さなければならない。

3 契約事務（その1）

契約事務において、契約保証金の免除に関する手続きが不適切な例が認められた。

（産業創出課）

※ あんしんコロナお知らせシステム導入・運用業務委託の契約事務においては、市財務規則第136条第4項第4号を適用し、契約保証金の納付を免除しているが、過去2年間における契約実績の内容等の確認が適切に行われていなかった。

いわき市財務規則

（契約保証金）

第136条 契約権者は、契約の相手方となるべき者をして、請負代金額又は契約代金額（単価による契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額）の10分の1以上の額（市有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、当該一般競争入札に係る入札保証金の額に相当する額）の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限り。）で納めさせなければならない。

2～3 （略）

4 契約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前3項の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が官公署であるとき。
- (2) 契約の相手方が、保険会社との間に市長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約（工事又は製造の請負契約並びに設計、測量及び調査の委託契約を除く。）の相手方が、過去2年間に市若しくは他の地方公共団体又は国とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 1件の請負代金額が500万円未満の工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件の契約代金額が300万円未満の設計、測量及び調査の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 随意契約（次号に規定する随意契約を除く。）を締結する場合において、請負代金額又は契約代金額が50万円未満のもので、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 土地又は建物の売却に係る随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

5 （略）

4 契約事務（その2）

プロポーザル方式による業務受託候補者の選定事務において、市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに定める必要な手続きがとられていない例が認められた。

（商業労政課）

【事例1】おためしインターンシップ体験ツアー業務委託

※ プロポーザル方式の実施において、いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていない者を参加させようとする場合は、いわき市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第7条第3項に規定する書類を提出させ、所管課において審査を行ったうえで、参加の可否を判断することとされている。

おためしインターンシップ体験ツアー業務委託にかかるプロポーザルの実施においては、いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていない参加申込者について、暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書を提出させておらず、警察に対し暴力団等の該当性情報の照会が行われていなかった。また、第8条第4項及び第6項に規定する参加資格審査の結果通知も行われていなかった。

【事例2】いわき魅力再発見WEBプロモーション事業業務委託

※ いわき魅力再発見WEBプロモーション事業業務委託にかかるプロポーザル方式の実施においては、いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていない参加申込者について、暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書を提出させておらず、警察に対し暴力団等の該当性情報の照会が行われていなかった。

また、第8条第1項に基づく周知については、参加申込期間の初日の10日前までに実施することとされており、急を要する場合にあっては、同条同項ただし書きにより、参加申込期間の初日の5日前までの実施とすることができるが、公告は参加申込期間の初日の4日前に実施されていた。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

（契約等からの暴力団等の排除）

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

（契約からの排除措置）

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 （略）

いわき市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン

(参加資格)

第7条 プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

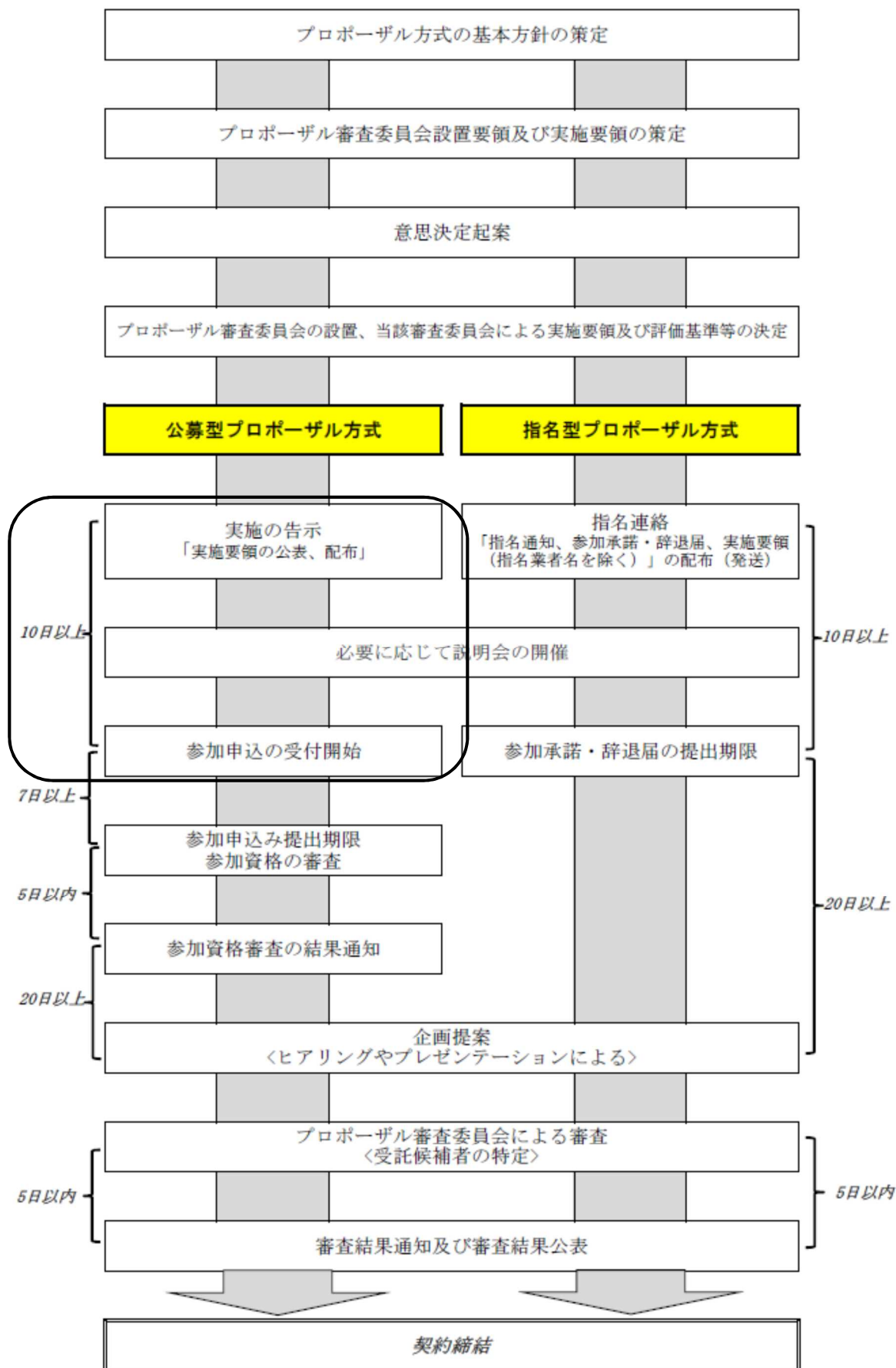
- (1) いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市の入札参加制限を受けていないこと。
 - (3) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
 - (4) (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、業務の特殊性などを考慮し、広く提案を求める必要がある等の場合には、業務等の実施に際して必要と認められる要件を別に定めた上で、同項1号に該当しない者をプロポーザル方式による選定に参加させることができる。
- 3 前項の規定により、いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていない者をプロポーザル方式に参加させようとする場合は、次に掲げる書類を提出させ、所管課において審査を行った上で、その参加の適否を判断するものとする。
- (1) 法人又は個人の公的証明書（商業登記簿事項証明書等）
 - (2) 納税証明書（未納がないことを確認できるもの）
 - (3) 暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書
 - (4)～(7) (略)

(公募型プロポーザル方式)

第8条 所管課は、公募型プロポーザル方式による選定を実施しようとするときは、参加申込期間の初日の10日前までに実施要領等を市公式ホームページに掲載する等の、必要な周知を実施することとする。なお、より広く周知するため、いわき市公告式条例（昭和41年いわき市条例第1号）に定める掲示場に公告する等の対応を行うこととする。ただし、急を要する場合にあっては、当該公告の期間について、参加申込期間の初日の5日前までの実施とすることができる。

- 2 (略)
- 3 所管課は、公募型プロポーザル方式による選定に参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）に、公告において指定する日までに実施要領等に定める必要書類を添付した参加申込書を提出させ、それらに基づき参加資格の審査を行うものとする。
- 4 所管課は、参加資格の審査を終えたときは、参加申込期間の最終日から5日以内に、その結果を書面により参加申込者全員に通知するものとする。この場合において、参加資格を満たしていないとした参加申込者に対しては、所管課は、その理由及び当該参加申込者が理由の説明を書面で求めることができる期間（5日以上）を付して、その結果を通知するものとする。
- 5 (略)
- 6 第4項の規定にかかわらず、前条第2項の規定によりいわき市入札参加有資格者名簿に登録されていない者を参加させる場合における当該参加申込者に対する通知等の取扱いについては、所管課が別に定めるものとする。

プロポーザル方式フロー図



<意見又は要望とする事項>

支出事務（いわき市競輪選手育成強化事業補助金の額にかかる調査方法の見直しについて）

競輪事業の振興を図るため、競輪選手の育成強化に資する事業に対する市補助事業は、いわき市競輪選手育成強化事業補助金交付要綱において対象事業及び金額等を定めており、補助金の額は「訓練に係る事業に要する経費の2分の1以内の額と、各支部に所属する選手数に21,000円を乗じて得た額とを比べ、いずれか少ない額」とされている。

訓練に係る事業に要した経費については、実績報告書とともに提出される収支決算書により、また、各支部に所属する選手数については、提出された名簿によりそれぞれ確認を行っているが、これまで、事業に要する経費の2分の1以内の額で補助金が交付された例はない。

補助金額の確定にあたり、収支決算書の確認は厳密に行われるべきであるが、その内容に疑義があれば口頭により聞き取りを実施しているものの、根拠となる領収書等関係資料の提出を求め、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについての調査が行われていないため、補助金交付における公平性や透明性の確保という点で疑問がある。

補助金は、事業目的を効率的に実現するための有効な手段として、公益上の必要がある場合に支出できるものであり、その金額の確定に当たっては市民への説明責任を果たす必要がある。公営競技事務所においては、市補助金等交付規則第13条に基づき、補助事業の額の確定にかかる調査の方法を見直し、補助事業の適正な実施に努められたい。

（公営競技事務所）

いわき市補助金等交付規則

（補助金等の額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、当該補助事業等実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（第8号様式）により当該補助事業者等に通知するものとする。